

条 例

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年五月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十二号

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第七中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。